

附表2 特殊仕様モータの規制対象範囲 (韓国)

特殊仕様モータ (標準仕様から一部仕様を変更したモータ) における規制対象範囲を以下に示す。

特殊仕様	カテゴリー					説明
	I	II	III	IV	V	
	対象 モータ	規制対象外				
A. 電気的仕様						
1 標高	○					センターハイトアップ ^o が必要なものは対象外。
2 周囲温度	○					センターハイトアップ ^o が必要なものは対象外。
3 多段速					○	単一速度のみに適用される。
4 特殊リード線	○					
5 特殊絶縁	○					
6 ENCAPSULATION			○			特殊ワイヤーのため。
7 高サービスファクター	○					センターハイトアップ ^o が必要なものは対象外。
8 スペースヒーター付	○					
9 スターデルタ始動	○					
10 パートワインディング始動	○					
11 温度上昇制限	○					センターハイトアップ ^o が必要なものは対象外。
12 熱・電流感知形 プロテクタ付		○				
13 サーモstatt/サーミスタ付	○					
14 特殊電圧					○	電気設備技術基準 法規上 600V 以下の 低圧のみ 該当。
15 中間出力		○				
16 周波数	○					連続運転するインバータ駆動モータ (送風機、プロワ、ポンプ)
17 熱帶処理絶縁	○					
B. 機械的仕様						
18 振動指定(特殊バランス)	○					
19 ベアリング 温度検出器	○					
20 特殊端子箱	○					
21 補助端子箱	○					
22 特殊塗装/コーティング	○					
23 ドレイン付	○					
24 防滴カバー	○					
25 アース端子/衿穴	○					
26 防滴形用保護金網付	○					
27 取付方式(F1, F2 W1~W4, C1, C2)	○					剛性ベース、弾性ベース。
C. ベアリング						
28 ベアリングキャップ	○					
29 ローラベアリング		○				標準ベアリングを使用して試験
30 シールドベアリング	○					
31 密閉ベアリング	○					標準ベアリングを使用して試験
32 スラストベアリング			○			特殊な機械的構造
33 固定ベアリング	○					
34 スリーブベアリング			○			特殊な機械的構造

附表2 特殊仕様モータの規制対象範囲 (韓国)

特殊仕様	カテゴリー					説明
	I	II	III	IV	V	
	対象 モータ	規制対象外				
D. 特殊ブラケット						
3 5	C フェイス	○				
3 6	D フランジ	○				
E. シール						
3 7	接触シール	○				リップシール、タコナイトシール及びスリングガシールを含む。—シールを外して試験する。
3 8	非接触シール	○				ラビリングシールを含む。—シールを外して試験する。
F. 軸						
3 9	標準軸	○				片軸、両軸、円筒軸、テーパ [°] 軸、短軸を含む。
4 0	特殊材	○				
G. ファン						
4 1	特殊材	○				
4 2	低騒音	○				
H. その他						
4 3	食肉加工用洗浄可能モータ(Washdown)	○				シールを外して試験
4 4	ポンプ一体型(水中ポンプ)		○			電動機単体の試験のために別途治具製作して試験
4 5	ポンプ一体型(水中ポンプ以外)		○			電動機単体の試験のために別途治具製作して試験
4 6	一体型ギアモータ		○			電動機単体の試験のために別途治具製作して試験
4 7	木工用のこぎり(Saw Arbor)			○		特殊な電気的／機械的設計
4 8	全閉自冷型(TENV:Totally-Enclosed Non-Ventilated)		○			
4 9	全閉他冷型(TEAO:Totally-Enclosed Air-Over)		○			
5 0	消火ポンプ	○				
5 1	短時間定格(S2)				○	連続定格に適用される。
5 2	一体型ブレーキモータ		○			電動機単体の試験のために別途治具製作して試験
5 3	アキシャルモータ(Axial type motor)			○		特殊な機械的構造

以 上